



法人県民税超過課税の実施期間の延長について

兵庫県では、法人の皆様のご協力の下、昭和 49 年から、法人県民税の超過課税を実施させていただいております。

近年では、この超過課税を活用して、勤労者の多様な働き方と生き方の実現及び健康で豊かな生活環境の確保を図るため、①勤労者の能力向上と労働環境の整備、②子育てと仕事の両立、③子育て世帯への支援 のための事業を展開してまいりました。

この法人県民税の超過課税については、令和 6 年 9 月末までの時限措置としておりましたが、喫緊の課題に対応し、引き続き、勤労者の仕事と生活の調和の実現に資する事業に取り組む必要があることから、令和 6 年 2 月県議会において兵庫県税条例を改正し、法人県民税の超過課税の課税期間を 5 年間延長しました。

皆様方には、事業の趣旨をご理解いただくとともに、引き続き超過課税へのご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

1 法人県民税（法人税割）の超過課税（第 11 期分）の概要

超過税率	0.8%（標準税率 1.0%に上乘せ）
適用期間	令和 6 年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日までの間に開始する各事業年度分
対象法人	資本金（又は出資金）の額が 1 億円超、又は、法人税額年 2,000 万円超の法人
税収見込	195 億円程度

※税率及び対象法人については、第 10 期と変更がありません。

2 超過課税の活用の考え方

- これまでの活用実績を踏まえた事業内容の精査を行いつつ、引き続き、勤労者の仕事と生活の調和の実現に資するため、現行の 3 つの施策体系を維持します。
- 喫緊の課題への対応として「若者・Z 世代応援パッケージ」や人材確保対策の推進に資する事業に新たに充当します。

3 超過課税を活用して推進する事業（第 11 期）

区分	充当計画額
I 勤労者の能力向上と労働環境の整備への支援	約 96 億円
II 子育てと仕事の両立支援	約 50 億円
III 子育て世帯への支援	約 54 億円
計	約 200 億円

各施策体系の具体的な事業は裏面をご覧ください。



超過課税を活用して推進する主な事業（第11期）

I 勤労者の能力向上と労働環境の整備への支援

○若者・Z世代応援パッケージ【新規・拡充】

- ・奨学金返済支援制度の拡充（補助期間の延長、対象年齢の緩和）
- ・不妊治療支援の強化（先進医療費助成、通院交通費助成等）

○人材確保対策【新規】

- ・高校生・外国人の就職・定着促進、理工系人材の確保
- ・観光産業の人材確保対策の強化
- ・多様な人材の活躍促進（デジタル技術を活用した労働力確保）
- ・中小製造業の生産性向上（ものづくり支援センターの設置）
- ・地域公共交通事業者の人材確保支援（路線バス・タクシー事業者の第2種免許取得等費用助成）

○その他

- ・起業家支援事業（30歳以下の若者枠を新たに設け、起業環境を整備）
- ・商工会・商工会議所体制整備事業（伴走型支援に取り組む指導員等の体制維持）
- ・多様な働き方推進支援事業（育児・介護代替要員確保事業、多様で柔軟な働き方の普及を促進）



観光産業の人材確保対策
（大学生が参画・体験するフィールドワークの様子）



不妊治療支援
（胚培養を行うラボの様子）

II 子育てと仕事の両立支援

- ・多子世帯保育料軽減事業
- ・乳幼児子育て応援事業（在宅乳幼児及びその親の子育て支援、地域の子育て環境の向上）

III 子育て世帯への支援

- ・こども医療費助成事業



乳幼児子育て応援事業

超過課税を活用して行う事業の詳細及び超過課税のこれまでの活用実績は、こちらをご覧ください。

兵庫県 法人県民税超過課税

検索



超過課税を含む法人県民税については、管轄の県税事務所の法人関係税担当課までお問い合わせください。